

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・ミニデイサービス

目次

1 指導と監査について

2 令和6年度運営指導において指摘が多かった項目等について

3 運営上の留意事項について

1 指導と監査について

指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- **介護サービスの実施状況指導**（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- **最低基準等運営体制指導**（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある（又はその疑いがある）場合等

改善勧告

改善命令

指定の取消等

2 令和6年度運営指導において指摘の多かった項目について

通所系事業所に対する主な指摘事項

内容及び手続の説明・同意

17

虐待の防止

14

勤務体制の確保等

10

衛生管理等

10

運営規程

9

業務継続計画の策定

9

報酬

9

計画の作成

8

利用料等の受領

8

0 2 4 6 8 10 12 14 16 18

内容及び手続の説明・同意

- 1 重要事項説明書に記載している内容が実態や運営規程と整合していない
内容の整合性を図るようにしてください。

- 2 重要事項説明書などで、利用者が負担する利用料金や提供するサービスの
第三者評価の実施状況の記載がない

サービスを利用した場合、どの程度の利用料金になるかは重要な内容ですので、必ず重要事項説明書等に記載してください。また、第三者評価の実施状況等、利用申込者のサービスの選択に資する事項について記載してください。

主な指摘事項②

虐待の防止

1 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会の議事録等を作成していない。また、委員会の結果に従業者に周知徹底していない

委員会の議事録を作成してください。また、委員会の結果に従業者に周知徹底し、周知した旨の記録を残してください。

2 虐待の防止のための指針の内容が不十分

国の解釈通知を参考に、指針の内容を精査し、必要な項目を追記してください。

※国の解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日 老企第25号）等

3 虐待防止のための研修が実施されていない。または記録がない

研修の実施について、年1回以上実施し、実施日、概要、参加者等の記録を残してください。また、不参加者に対しても伝達研修を行うなど何等かの対応を行い、その旨記録に残してください。

高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を実施していない場合、**減算**が適用されますので注意してください。

注意

勤務体制の確保等

1 ハラスメントに係る事業所の方針等の文書において、内容が不十分

上司からのハラスメントに限らず、同僚、利用者やその家族等から受けるものについても規定してください。

2 管理者と介護職員、看護職員と機能訓練指導員等事業所内での兼務の状況が勤務表に記載されていない

事業所ごとに、原則月毎の勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤非常勤の別、各職種の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

主な指摘事項④

衛生管理等

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が、概ね6か月に1回以上開催されていない。また、委員会の結果を従業者に周知していることが確認できない

概ね6か月に1回以上、委員会を開催し、議事録を作成してください。また、委員会の結果を従業者に周知徹底し、その旨記録してください。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない、または、内容に不備がある

国の解釈通知を参考に、指針の内容を精査してください。

※ 国の解釈通知: 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)等

※ ①、②のほかに、基準上、年1回以上の研修及び訓練の実施が必要です。実施後は、確実に記録に残してください。

計画の作成

1 計画の見直し時等に定期的なアセスメントが行われていない

アセスメントは定期的に行い、利用者の心身の状況等を踏まえて計画を作成してください。

2 計画の目標の達成状況について記録がない

計画に従ったサービスの実施状況及び計画の目標の達成状況の記録を行い、計画の見直しに活かしてください。

主な指摘事項⑥

報酬(減算)

1 営業日に看護職員の配置がない日があった

【通所介護・地域密着型通所介護】

通所介護及び地域密着型通所介護（定員11人以上）の単位ごと、営業日ごとに、看護職員（看護師又は准看護師）を1名以上配置してください。基準を満たさない場合は次のとおり減算が適用されます。

① 基準より1割を超えて減少した場合⇒当該月の翌月から解消月まで減算
$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

② 基準の1割の範囲内で減少した場合⇒当該月の翌々月から解消月まで減算
※翌月末までに解消した場合は減算不要。

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

報酬（加算）

1 個別機能訓練加算の加算要件について、一部不備がある

【通所介護】 【地域密着型通所介護】

- ① 利用者の居宅を訪問した際の記録を残してください。
- ② 個別機能訓練計画書は、機能訓練指導員のほか、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成することが求められているので、関わった職種を記録に残してください。
- ③ 個別機能訓練に関する記録（個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等）を作成し、利用者ごとに保管してください。また当該記録は個別機能訓練従事者が閲覧できるようにしてください。

※ 算定要件は他にもあります。ここでは、運営指導で指摘した事項のみ取り上げています。

利用料等の受領

1 領収書に医療費控除額の記載欄がなく、該当する場合に適切に記載していない

利用料金の領収書に係る医療費控除額の記載について、医療費控除の対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合は、通所介護等であっても医療費控除の対象となりますので、該当することが分かった場合、領収書に適切に記載してください。

2 利用者から徴収する利用料について、文書等で説明していない。また、その他の日常生活費として、一律の金額を徴収している

利用料の徴収は、重要事項説明書等であらかじめ利用者又はその家族に対し、その内容や費用について説明を行い、明確に利用者の同意を得てください。

また、その他の日常生活費については、国通知等を参考に、徴収する費用が適切かどうか確認し、選択の余地のない一律の徴収にならないよう注意してください。

※ 国通知：通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）

業務継続計画

- 1 業務継続計画を策定していない、または既存のマニュアルを計画として位置付けており、内容が不十分
- 2 業務継続計画に係る訓練や研修が未実施、または明確な記録がない

国の解釈通知等を参考に、早急に自然災害及び感染症に係る業務継続計画を策定してください。また、計画の従業者への周知、定期的な研修及び訓練（シミュレーション）を実施し、実施日・概要・参加者等の記録を明確に記録を残してください。

※ 国の解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

※令和7年4月1日から、次の全てを満たさない場合、**減算**が適用されます。
（令和6年度末で減算の経過措置終了）

注意

- ①業務継続計画の策定
- ②従業者に対し業務継続計画について周知し必要な回数の研修及び訓練を実施
- ③業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更

参考：厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/dougai_00002.html

運営規程

1 運営規程に定めた内容が、実態と整合していない

通常の実施地域、営業日・営業時間、職員の人数等について実態との整合を図ってください。従業員の「員数」については、基準を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません

2 運営規程に記載した利用料について、1割負担のみ記載されている等、2・3割の負担がありうることがわからない記載になっている

負担割合に応じ、1割～3割の負担がありうることを記載してください。

サービス提供に当たり事業所における **自己点検**が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME>メニュー>
しごと・産業>高齢者・障害者の福祉>
事業所・施設>指導監査資料様式ダウ
ンロード>介護サービス事業者等に対す
る運営指導の事前提出資料様式

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6243.html>

サービス名をクリックすると自己点
検票がダウンロード出来ます。

介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出 資料様式（令和6年度）

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いしています。実施日時や当日準備資料などについては、実施日のおおむね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和6年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

居宅サービス（介護予防・総合事業を含む）

1.  [訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス（Excelファイル／908KB）](#)
2.  [訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（Excelファイル／871KB）](#)
3.  [訪問看護・介護予防訪問看護（Excelファイル／115KB）](#)
4.  [訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（Excelファイル／90KB）](#)
5.  [居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（Excelファイル／81KB）](#)
6.  [通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス（Excelファイル／1.21MB）](#)
7.  [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（Excelファイル／707KB）](#)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 -  [（従来型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／918KB）](#)
 -  [（ユニット型）短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（Excelファイル／917KB）](#)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
 -  [（従来型）短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（基準編）](#)

【参考】令和6年度 事業種別実施状況

		対象事業所数	実施事業所		うち指摘あり			
				実施率		指摘率	うち報酬返還あり	指摘のうち返還がある割合
訪問系	訪問介護	151	10	7%	9	90%	0	0%
	夜間対応型訪問介護	2	0	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	3	0	-	-	-	-	-
	訪問看護	72	5	7%	5	100%	0	0%
	訪問リハビリテーション	9	0	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与・販売	45	1	2%	0	0%	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	3	30%	3	100%	0	0%
	小計	292	19	7%	17	89%	0	0%
護居支宅援介	居宅介護支援	162	9	6%	7	78%	1	14%
	介護予防支援	20	0	-	-	-	-	-
	小計	182	9	5%	7	78%	1	14%
通所系	通所介護	88	16	18%	14	88%	0	0%
	認知症対応型通所介護	19	2	11%	2	100%	0	0%
	通所リハビリテーション	15	0	-	-	-	-	-
	地域密着型通所介護	99	8	8%	8	100%	1	13%
	小規模多機能型居宅介護	36	5	14%	5	100%	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	7	0	-	-	-	-	-
	ミニデイサービス	7	1	14%	1	100%	0	0%
	小計	271	32	12%	30	94%	1	3%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	12	38%	12	100%	0	0%
	介護老人保健施設	15	0	-	-	-	-	-
	介護医療院	3	0	-	-	-	-	-
	短期入所生活介護	73	22	30%	22	100%	1	5%
	短期入所療養介護	17	0	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	16	3	19%	2	67%	0	0%
	認知症対応型共同生活介護	74	8	11%	5	63%	1	20%
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	1	33%
	小計	250	48	19%	44	92%	3	7%
合計		995	108	11%	98	91%	5	5%

※実施事業所数は、令和7年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

3 運営上の留意事項について

令和7年4月1日から適用開始となる事項

(1) 業務継続計画未策定減算

以下の基準を満たしていない場合、**減算**の対象となります。

- ・ **感染症**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること
- ・ **災害**に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること

※令和7年3月31日で経過措置が終了します。

(2) 重要事項のウェブサイトへの掲載

ウェブサイトとは以下のことをいいます。

- ・ 事業所のホームページ等
- ・ 介護サービス情報公表システム

令和7年4月1日から適用開始となる主な事項

(3)身体的拘束廃止未実施減算

【対象種別：小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

※身体的拘束の適正化のための措置・未実施減算の経過措置が終了します。

身体的拘束は当該利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない。

⇒事業所として3原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし必要性を判断してください。

- ① やむを得ず行う場合、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。

注意

※①～④を実施していない場合、**減算**が適用されますので注意してください。

参考：「身体拘束廃止・防止の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

令和7年度経過措置中の事項(令和9年3月31日まで努力義務)

(1)入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

【対象種別:小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、定期的を開催すること。

※厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取り組みを進めることが望ましい。

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_kyotaku_Guide.pdf

令和6年4月1日から義務付けとなった主な事項

(1) 業務継続計画の策定等

令和7年度からは全面的に業務継続計画未実施**減算**が適用されますので、再度ご確認ください。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

(3) 身体的拘束適正化のための措置

小規模多機能型居宅介護等を除く通所系の事業所についても、次の内容が義務化されました。

- ① 身体的拘束は当該利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行ってはならない。
- ② やむを得ず行う場合、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(4) 虐待防止に係る措置

(5) 無資格者の認知症介護に係る基礎的な研修の受講

新規採用者の場合は採用後1年以内に受講させること。

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延 の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的 な研修(無資格者のみ)	—	—	採用後 1年以内	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的 ※

※(看護)小規模は月1回

上記以外に事故発生防止の研修も年1回以上の実施をお願いいたします。

※療養通所介護のみ、利用者ごとに「緊急時等の対応策」をあらかじめ定めておく必要があります。

レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

<参考>

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>